

京都市消防局訓令乙第8号

各 部

防 災 危 機 管 理 室

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防職員の服務に関する規程の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

京都市消防局長 折 坂 義 雄

第20条第1項中「警防活動規程第6条に規定する小隊長以上の者」を「京都市消防局災害活動組織規程第2条第4項第3号から第7号までに掲げる部隊の隊長」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)